# 総合評価ガイドラインの見直しについて

## ＜平成２９年４月の主な見直し事項＞

### １　若手技術者・女性技術者の評価について【試行】

建設業における担い手の中長期的な育成・確保を促すため、県土整備部発注の下記対象工事で「若手技術者（３５歳未満）・女性技術者の配置」を評価します。

**対象工事**

| 型式 | 入札参加資格要件<br>(地域要件) | 業種 |
|---|---|---|
| 特別簡易型<br>簡易型 | 県内に本店がある者のみを対象とする工事 | 県土整備部が発注する<br>予定価格１億円以上の<br>土木一式工事及び建築一式工事 |

**評価項目及び評価基準**

「企業の技術力　自由項目設定」の項目に、「若手技術者・女性技術者の配置」を設定する。

| 項目 | 細目 | 配点 | 対象区分 |
|---|---|---|---|
| 自由項目設定 | **若手技術者・女性技術者の配置** | 1 | 配置あり（１点）<br>なし（０点） |

・若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任(監理)技術者として配置する場合に評価する。（兼務は可とする。）
・若手技術者の年齢は、入札公告日時点で３５歳未満とする。
・若手技術者及び女性技術者は、主任技術者に相当する資格を有するものとする。

## ２　優良工事表彰制度の見直しに係る評価項目の見直しについて

本県の優良工事表彰制度の見直しに伴い、従前と同様に、優良な施工実績を持つ企業を評価できるよう、評価項目の見直しを行います。

**【改正後】**

| 項目 | 細目 | 配点 | 対象区分 |
|---|---|---|---|
| 企業の施工能力 | 過去２か年度間の当該業種における優良工事表彰**対象工事**（注） | ２ | 優良工事表彰対象工事<br>あり（２点）<br>なし（０点） |

（注）　優良工事表彰**対象工事**とは、

（１）　平成２７年度(平成２６年度完成工事)の当該業種における千葉県優良建設工事表彰を受けた工事（※）

（２）　平成２８年度(平成２７年度完成工事)の当該業種における千葉県優良建設工事表彰要綱第２**(1)～(5)〈１〉の全て**に該当する優れた工事（※）

（※）指名停止等による評価方法の詳細については、千葉県総合評価方式ガイドライン（平成２９年４月）を参照。

**【改正前】**

| 項目 | 細目 | 配点 | 対象区分 |
|---|---|---|---|
| 企業の施工能力 | 過去２か年度間の当該業種における優良工事表彰 | ２ | 知事表彰あり（２点）<br>なし（０点） |

**【参考】千葉県優良建設工事表彰要綱**　（関連部分抜粋）

（表彰対象）

第２　表彰対象となる県発注工事は、以下に定める要件に該当するものとする。

（１）最終請負金額が５，０００千円以上の工事であること。

（２）原則として県内業者が受注した工事であること。

（３）表彰年度の前年度に完成した工事であること。

（４）契約工期内に完成した工事であること。

（５）工事の成績が優良で、契約書、設計書、図面ならびに仕様書等に基づき誠実に施工され、その施工技術が他の模範と認められるもの。

〈１〉工事成績評定点が８１点以上の工事であること。

〈２〉表彰する年度の前年度以降に、建設業法の監督処分及び千葉県建設工事請負者等指名停止基準に定める指名停止等、建設業者として好ましくない行為がないこと。

## ３　特定ＪＶで受注した工事の評価方法の見直し

特定ＪＶとして受注した工事に対する評価方法について、出資比率による按分を見直すことで、入札参加者の意欲の増進、競争性の一層の確保を図ります。

**【改正後】**

**特定ＪＶで**受注した工事の評価方法

| 項目 | 細目 | 配点 | 評価方法 |
|---|---|---|---|
| 企業の施工能力 | 過去２か年度間の当該業種における優良工事表彰**対象工事** | 2 | **出資比率を掛けずに評価** |
| 配置予定技術者の能力 | 主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去１か年間の「業種：○○」での工事成績 | 1 | **出資比率を掛けずに評価** |

※経常ＪＶについては、変更なし。

**【改正前】**

特定・経常ＪＶで受注した工事の評価方法

| 項目 | 細目 | 配点 | 評価方法 |
|---|---|---|---|
| 企業の施工能力 | 過去２か年度間の当該業種における優良工事表彰 | 2 | **出資比率で按分** |
| 配置予定技術者の能力 | 主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去１か年間の「業種：○○」での工事成績 | 1 | **出資比率で按分** |